

中小企業新事業活動促進法

～ 新連携・創業・経営革新の各支援ツール～

平成17年5月

経 済 産 業 省

中 小 企 業 庁

中小企業新事業活動促進法の概要

1. 使い易さ・分かり易さを追求し、創業・経営革新等に関する従来からの施策を整理・統合。
2. 新たな動きである新連携に対する支援を追加し、施策体系全体を骨太化。

経済活性化
地域再生

我が国経済社会を巡る 劇的構造変化

1. グローバリゼーションの進展と市場競争の激化
2. 先端分野における目覚ましい技術革新
3. 少子高齢化と人口減少
4. 環境・医療・福祉分野など社会的要請の多様化と需要の増大



市場環境に応じた 柔軟な連携が必要

1. ビジネス時間軸の短縮化とスピード営業の必要性
2. 非系列化と「機能発注」の増大
3. 技術・ノウハウの摺り合わせによる高付加価値の実現・多様な需要への対応
4. 自らの「強み」「得意分野」への特化
5. 投資におけるリスク最小化



中小企業者が他者と連携
相互に経営資源を補完
高い付加価値を実現

「新連携」を支援

新事業 創出促進法

- 創業支援
- 新事業開拓支援
- 地域プラットフォーム等

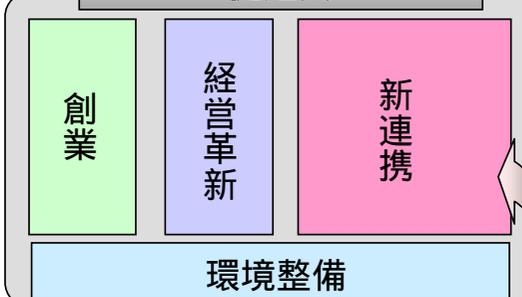
中小 創造法

- 創業支援
- 研究開発支援

経営 革新法

- 経営革新支援

中小企業新事業活動 促進法



新連携支援地域戦略会議

地元関係者、政府系金融機関、民間金融機関、技術専門家、マーケティング専門家等により構成。「新連携」プロジェクトを磨き上げ、連携支援者が当該事業にコミット。事業化まで専門家がフォローアップ。

既存
予算の
整理
重点化

(1) 新法関連

- 創業・経営革新支援：約31億円
- 新連携支援：約46億円
- 新連携対策補助金：約41億円
- 新連携支援地域戦略会議：約5億円
- 地域プラットフォーム支援：約32億円

(2) その他（上記との重複あり）

- スタートアップ支援事業：約42億円
- 販路開拓支援：7億円
- 経営指導事業：12億円

中小企業金融等の
円滑化
充実

(1) 政府系金融機関による担保・保証人に依存しない融資の推進

(2) 創業・経営革新・新連携への資金供給の円滑化【政府系金融機関・信用保証協会】

- 創業：創業向け融資・保証
- 経営革新：計画承認事業者への融資・保証
- 新連携：新連携対応融資・保証制度の創設

- (3) 中小機構による高度化融資
- (4) 投資育成株式会社法の特例

関連税制の
整備
拡充等

(1) 創業

- 設備投資減税（7%税額控除、30%特別償却）
- エンジェル税制
- 留保金課税の特例措置

(2) 経営革新

- 設備投資減税の拡充（7%税額控除、30%特別償却、生産額等減少要件の撤廃等）
- 留保金課税の特例措置の創設

(3) 新連携

- 設備投資減税の新設（7%税額控除、30%特別償却）

(4) 環境整備

- 事業所税の特例措置等

新連携支援 (目次)

新連携認定手続きのフロー	3
新連携支援全体図	4
新連携対策補助金	5
新連携融資	6
信用保証の特例	7
IPA債務保証	8
設備投資減税	9
投資育成株式会社による支援	9
特許料減免措置	10
高度化融資	10

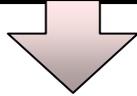
新連携支援地域戦略会議事務局 連絡先一覧

地域	設置場所	住所	電話・FAX
北海道	中小企業基盤整備機構 北海道支部	〒060-0807 札幌市北区北7条西4丁目5-1 伊藤110ビル 8階	TEL011-738-1365 FAX011-738-1372
東北	中小企業基盤整備機構 東北支部	〒980-6023 仙台市青葉区中央四丁目6-1 住友生命仙台中央ビル (SS30) 23階	TEL022-716-1751 FAX022-716-1752
関東	中小企業基盤整備機構 関東支部	〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル1階	TEL03-3433-8226 FAX03-5470-1573
中部	中小企業基盤整備機構 中部支部	〒460-0003 名古屋市中区錦2-9-29 ORE名古屋伏見ビル4階	TEL052-220-0516 FAX052-220-0517
北陸	中小企業基盤整備機構 北陸支部	〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル6階	TEL076-223-6100 FAX076-223-5762
近畿	中小企業基盤整備機構 近畿支部	〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャングイズマートビル11階	TEL06-6910-3866 FAX06-6910-3867
中国	中小企業基盤整備機構 中国支部	〒730-0017 広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル8階	TEL082-502-7246 FAX082-502-7247
四国	中小企業基盤整備機構 四国支部	〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー高層棟7階	TEL087-811-3515 FAX087-811-3516
九州	中小企業基盤整備機構 九州支部	〒810-0001 福岡市中央区天神1-14-4 大和生命福岡ビル8階	TEL092-771-6212 FAX092-771-0800
沖縄	中小企業基盤整備機構 沖縄事務所	〒901-0152 那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター4階	TEL098-859-7566 FAX098-859-5770

新連携認定手続きのフロー

新連携支援地域戦略会議事務局等への問い合わせ

対象者の要件、新連携計画の内容、申請手続・窓口、支援措置の内容等ご相談ください。



必要書類の作成、準備

計画認定申請書は新連携支援地域戦略会議事務局、国の地方機関等に用意しています。

新連携支援地域戦略会議事務局では申請書の書き方、ビジネスプランの作成の仕方等をアドバイスしています。



国の地方機関等への申請書の提出

申請書提出、受付後、審査があります。
申請書を国の地方機関等に申請する前に、まずは最寄りの新連携支援戦略会議事務局にご相談下さい。

新連携支援地域戦略会議及び国の地方機関と支援機関は連携をとっておりますので、ご希望の支援策の実施機関にお気軽にご相談ください。



国の地方機関の長の認定

その後、ビジネスに精通した事業評価委員等による審査を得た上で、新連携計画の認定がなされ、その後、支援措置等が行われます。計画開始後、フォローアップのために計画進捗状況調査等が行われます。

認定後は新連携支援地域戦略会議の個別支援チームにより、手厚いフォローアップを行い、事業化・市場化まで支援します。

新連携支援全体図

戦略会議

(地域を代表する企業、金融機関、大学等の学識経験者など地域経済に影響力のあるメンバーが新連携案件を応援。新連携事業をプレイアップ。)

事務局

(ビジネスに精通し、様々な支援機関等とネットワークを持ったプロジェクトマネージャーを設置。)

(商社、金融機関、メーカーでの実務経験者や経営コンサルタントなど)

有望案件については専門家(金融機関、会計士等)からなる「個別支援チーム」を結成

ビジネスプラン
ブラッシュアップ

案件
選定

責任あるフォローアップ
(案件毎の個別支援チーム)

市場の拡大

市場化を見据えた
案件を
国・支援機関
が発掘

連携体構築

事業熟度(未)

経済局による
認定

事業熟度(低)

事業熟度(高)

フォーメーション補助金
(連携体構築支援事業)

連携体構築に必要な経費を補助

パイロット補助金
(事業化・市場化支援事業)

市場化に必要な経費を補助

新連携融資

政府系金融機関や地域金融機関が認定と融資決定のリンケージを実現。連携の事業性の評価による融資を行いリレーションシップバンキングの実現を図る。

(他の支援措置): 税、信用保証、高度化(無利子)、特許料減免措置、投育の特例

連携体の構築の有無・連携事業の熟度の段階に応じて適時適切な支援を行う

新連携対策補助金

事業概要

中小企業が技術・ノウハウの緊密な「摺り合わせ」を通じて、柔軟に「強み」を相互補完しながら高付加価値の製品・サービスを創出する新たな連携(新連携)を支援する。

(予算案: 41億円)

連携体構築支援

専門知識や高度な技術等を有しながら具体的事業化を図る中小企業が、自己の優れた機能(マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、研究機関、NPO、組合等)と連携構築する取り組みを支援する。具体的には、連携構築に資する規程の作成、コンサルタント等にかかる経費を補助する。

(3.3億円 上限330(万円) × 100件)

事業化・市場化支援(要認定)

異分野連携新事業分野開拓計画(以下「新連携計画」という)の認定を受けた連携体が行う事業の市場化に必要な取り組みを支援する。具体的には、複数の中小企業が連携して行う事業に必要な新商品開発(製品・サービス)に係る実験、試作、連携体内の規程作成(工程管理マニュアル、共通システム構築等)、研究会、マーケティング、市場調査等にかかる経費を補助する。

(37.7億円 上限3000(万円) × 120件)

スキーム図

コア企業 = 連携して行う事業の中心となる中小企業者



問い合わせ先
新連携支援地域戦略会議事務局

新連携融資

「新連携計画」の認定を受けた新連携プロジェクトについて、参画する個別企業の返済能力に加え、新連携プロジェクトの評価を加味した上で、個別企業向けに融資を行う。

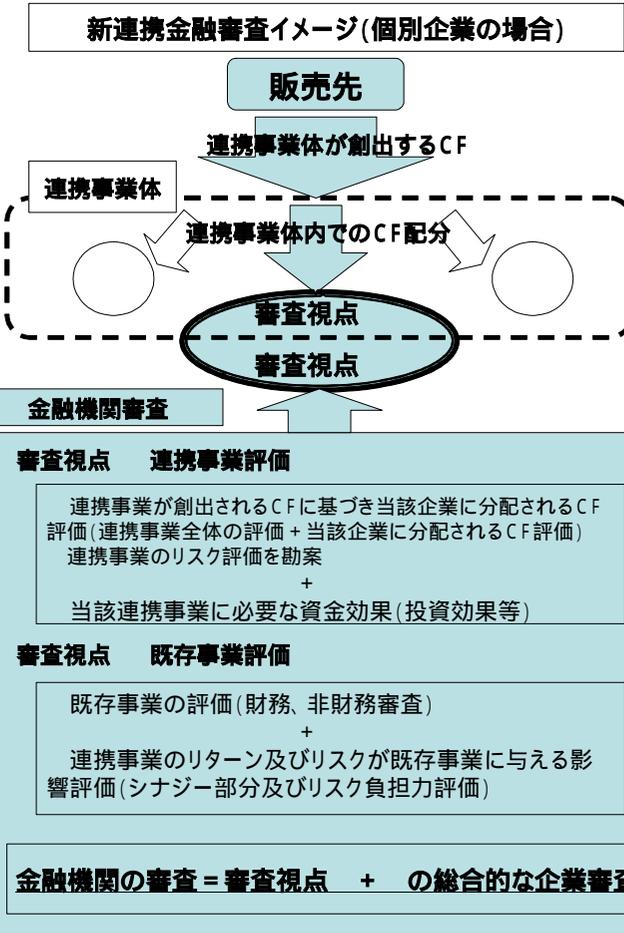
	国民公庫	
担保要件	担保・保証人あり 注	無担保・第三者保 証人なし
貸付限度額	設備資金 7千2百万円 運転資金 4千8百万円	2千万円
貸付利率	特利	特利 + 0.9%

注:国民公庫の融資は約9割が無担保で上乗せ金利無し。

	中小公庫				
担保要件	担保・保証人あり	一部担保免除 (75%)	無担保	無保証	無担保・無保証
貸付限度額	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	免除額上限 8千万円	1企業あたり 5千万円	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	1企業あたり 5千万円
貸付利率	特利	特利 + 中小企 業の信用リスク等 に応じた上乗金 利	特利 + 中小企 業の信用リスク等 に応じた上乗金 利	特利 + 0.3%	特利 + 0.3% + 中小企業の信用 リスク等に応じた 上乗金利

	商工中金			
担保要件	担保・保証人あり	一部担保免除 (75%)	無担保	無保証
貸付限度額	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	8千万円		設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円
貸付利率	特利	特利 + 中小企 業の信用リスク等 に応じた上乗金 利	特利 + 中小企 業の信用リスク等 に応じた上乗金 利 + 0.4%	

(注)中小公庫・商工中金は2億7千万円以内は特利、それ以上は基準利率



問い合わせ先

中小公庫03 - 3270 - 1260他、商工中金03 - 3246 - 9366、国民公庫03 - 3270 - 4649他

信用保証の特例

「中小企業新事業活動促進法」に規定する「新連携計画」の認定を受けた中小企業者は以下の措置を受けることが可能。

普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険の別枠化

		付保険限度額	+	別枠
普通保険	企業	2億円		2億円
	組合	4億円		4億円
無担保保険		8,000万円		8,000万円
特別小口保険		1,250万円		1,250万円
売掛金債権担保保険		1億円		1億円

新事業開拓保険の限度枠拡大

		付保険限度額	→	枠拡大
新事業開拓保険	企業	2億円		4億円
	組合	4億円		6億円

問い合わせ先
 全国信用保証協会連合会(業務企画部) TEL:03-3271-7201 <http://www.zensinhoren.or.jp/>

IPA債務保証

新連携プロジェクトの実施において、連携するためのツールとしてITを活用するために、必要なソフトウェアの開発・購入資金及びソフトウェア開発者の教育・研修資金について、「新連携計画」に参画する個別企業の返済能力、プロジェクトの内容を評価し、無担保で債務保証を行う。

制度の概要

前ページの信用保証とは別枠です。

資金用途	・自社の事業活動の効率化に寄与するソフトウェアの開発・購入資金 ・ソフトウェア開発者の教育・研修資金
保証料率	年0.75% (連帯保証人2名以上の場合等は年0.5%)
保証期間	3年以内
保証額	融資額の95%以内
保証融資限度額	1件あたり150百万円以内、1社あたり300百万円以内
連帯保証人	1名以上 (ただし、代表取締役は全員)
担保	無担保
取扱金融機関	取扱金融機関は、IPAに問い合わせさせていただくか、IPAホームページによりご確認ください。 (電話番号、ホームページアドレスは下記問い合わせ先参照)

問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) 金融推進部

TEL: 03-5978-7505 <http://www.ipa.go.jp/software/hosyo/index.html>

設備投資減税

「中小企業新事業活動促進法」に規定する「新連携計画」の認定を受けた中小企業者等が取得した機械装置等について、取得価格の7%の税額控除(リースの場合は費用総額の60%相当額の7%)又は初年度30%の特別償却を認める。

(新連携計画認定事業者のうち一定の成長が見込まれる者)

問い合わせ先
新連携支援地域戦略会議事務局

投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社が、新連携に係る事業を行うために、資本の額が3億円を超える株式会社の設立に際して株式の引受けにより資金調達を支援する。

また、中小企業者のうち、資本の額が3億円を超える株式会社が、新連携に係る事業を行うための、新株、新株予約券、新株予約券付社債等を中小企業投資育成株式会社が引受けることにより、資金調達を支援する。

問い合わせ先

東京社(名古屋以東)03-5469-1811、名古屋社(愛知・岐阜・三重・富山・石川)052-581-9541
大阪社(名古屋以西・福井)06-6341-5476

特許料減免措置

「新連携計画」の認定を受けた中小企業(新連携計画終了後2年以内の中小企業も対象)のうち、技術開発を行う研究開発事業に係る特許申請を行う際の審査請求料・特許料(第1年～第3年)を半額に軽減する。

問い合わせ先

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課 03 - 3501 - 1773

特許庁総務部総務課 03 - 3581 - 1101(内線2105)

高度化融資

「新連携計画」の認定を受けた任意グループが行う新商品の生産、研究開発等に必要な施設の整備に要する資金を、中小企業基盤整備機構は高度化融資により支援する。

【制度概要】

(1) 貸付対象者

次の要件のいずれにも該当する任意グループ

ア. 構成員が4人以上

イ. 構成員の2 / 3以上が、認定中小企業者

(2) 貸付対象資金: 土地、建物、構築物、設備

(3) 貸付金利: 無利子

(4) 貸付期間: 20年以内(うち据置3年以内)

(5) 貸付割合: 90%

問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構地域・連携推進グループ

地域・連携企画課 03 - 5470 - 1528

創業支援全体像	12
最低資本金規制特例	13
設備投資減税	13
エンジェル税制	14
留保金課税の特例	15
創業関連保証	15
投資育成株式会社による支援	15

創業支援全体像

企業状況 (コア能力 + ステージ)

		一般創業 (従来型創業) (サービス業が主)	フロンティア創業 (新技術・ベンチャー)	新事業展開 (新技術・ベンチャー)	経営革新 (効率化、システム化、リストラ等)	事業再生	
ツール	融資・投資	新創業融資(国金)	ベンチャーファンド 新事業育成資金(中公) 起業挑戦支援無担保無保証融資(商中)	がんばれファンド	マル経 経営革新貸付(経営革新法)	DIPファイナンス 企業再建貸付制度 再生ファンド	
	補助金		スタートアップ ^拡 各種研究開発補助金等(産技+地域G)		経営革新補助金(経営革新法)		
	税		エンジェル税制				
	支援 経営 (支援体制)	経営指導員(商工会・商工会議所) (地方センター・県センター)	戦略会議(局、機構) ^新 OB人材マッチング(商工会議所・事業区 ^拡) 専門家派遣事業(事業団) (県センター・事業団センター)		経営指導員(商工会・商工会議所) (地方センター・県センター)		
	販路 マッチング & マーケティング		ベンチャーファンド スタートアップ ^拡 新市場創出支援活動事業(ベンチャーフェア、総合展 ^新) (サービス) : 新連携対策事業 ^新 : (サービス)	がんばれファンド JAPANブランド ^拡			
	イベント	創業・ベンチャー国民フォーラム					
	マインド	研修	創業塾		第2創業塾 ^拡		
		情報	商人塾			商人塾	
			まちの起業家資金マッチングモデル事業			まちの起業家資金マッチングモデル事業	
	組織	連携		新連携対策事業 ^新			
根拠組織法		企業組合(協同組合法)	最低資本金特例(商法)	商法	商法		

成長性、専門性が高い

^新 平成17年度新規

^拡 平成17年度拡充

最低資本金規制特例

「創業者」であることについて経済産業大臣の確認を受けた者が設立する株式会社・有限会社について、商法・有限会社法に規定される最低資本金(株式会社:1000万円、有限会社:300万円)に関する規制の適用を、その設立の日から5年間猶予する制度(5年以内に、資本金が上記規定額に達しない場合は解散や組織変更をしなければならない。)

(注)「創業者」とは、事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、その会社を通じて事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。

問い合わせ先
(制度全般)経済産業省経済産業政策局新規産業室 TEL:03-3501-1569
(申請窓口)各経済産業局
<http://www.meti.go.jp/policy/mincap/index.html>

設備投資減税

設立5年未満の中小企業者であって、製造業、印刷業、ソフトウェア業及び情報処理サービス業における創造的活動をする者が取得した機械装置等について、取得価格の7%の税額控除(リースの場合は費用総額の60%相当額の7%)又は初年度30%の特別償却を認める。

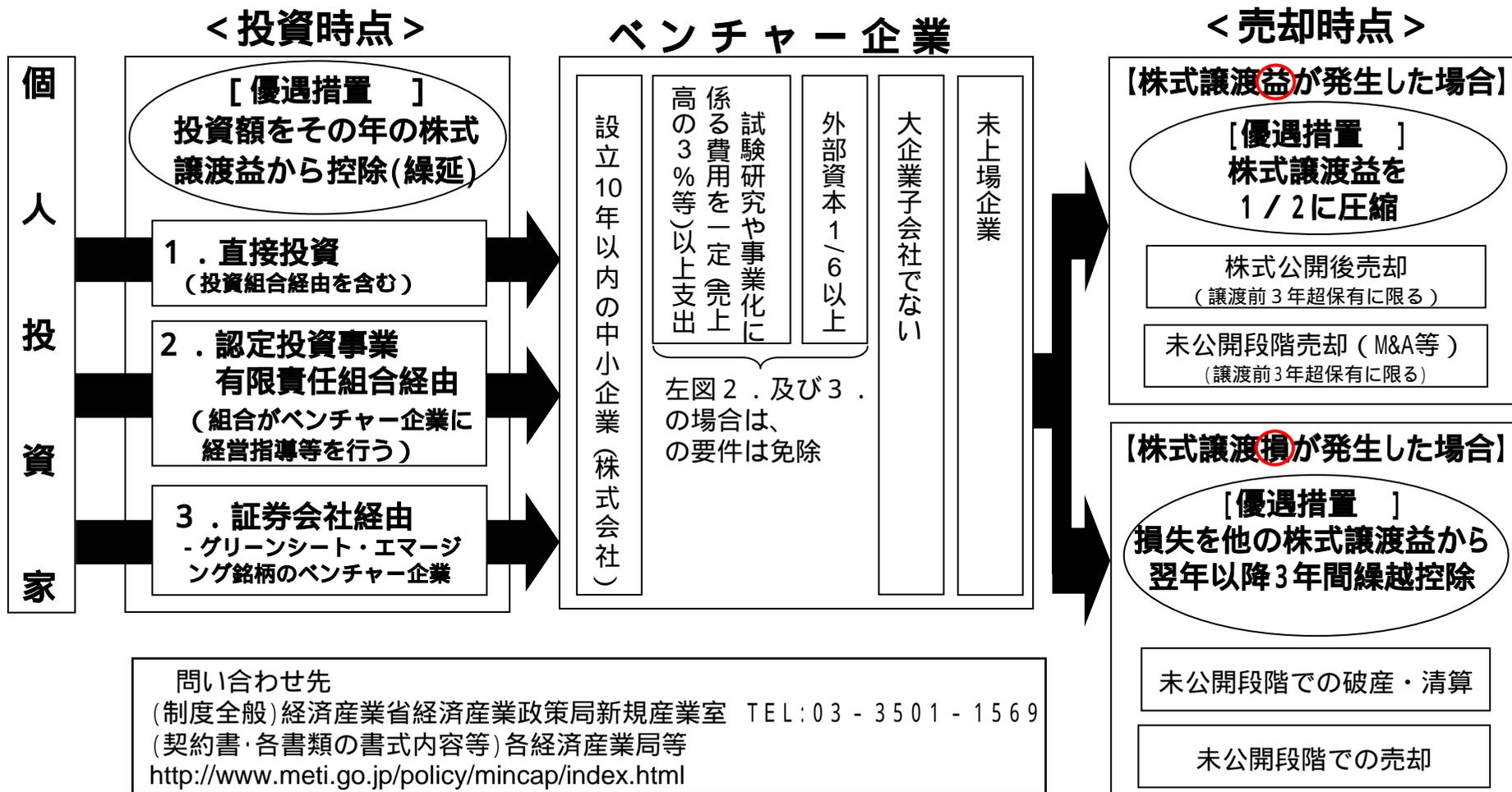
【対象設備】

- ・取得又は製作・・・1台又は1基の取得価額 280万円以上
- ・リース・・・1台又は1基のリース費用総額 370万円以上

問い合わせ先
(制度全般)経済産業省中小企業庁創業連携推進課 TEL:03-3501-1767

エンジェル税制

エンジェル税制とは、ベンチャー企業による個人投資家(いわゆるエンジェル)からの資金調達を促進するための税制優遇措置。

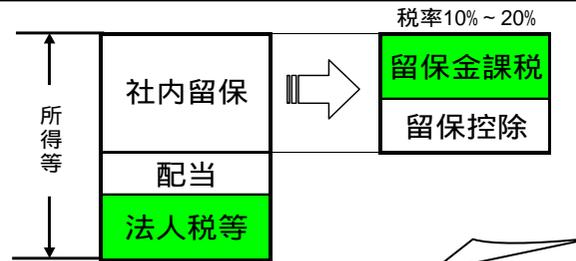


留保金課税の特例

中小企業をめぐる資金調達環境が依然厳しい中、意欲ある取組を行う中小企業の自己資本充実にに向けた努力を促すため、設立10年以内の中小企業者に対し、留保金課税を停止する特例措置を講じる。

参考：留保金課税制度の概要

間接的に配当を促すため、同族会社（3人以下の株主等で、持株割合が50%超の会社）が内部留保した金額に対して追加的に課税する制度。



問い合わせ先
(制度全般) 経済産業省中小企業庁
創業連携推進課
TEL: 03 - 3501 - 1767

創業関連保証

創業予定者や創業後5年未満の中小企業者と分社予定の中小企業者、又は分社後5年未満の中小企業者に対して、信用保証協会が無担保・第三者保証不要の債務保証を行う。
保証限度額：1,500万円担保要件：担保・第三者保証は不要

問い合わせ先
全国信用保証協会連合会(業務企画部) TEL: 03 - 3271 - 7201 <http://www.zensinhoren.or.jp/>

投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社が創業後5年未満の中小企業者による資本の額が3億円を超える株式会社の設立に際して、株式の引受けにより資金調達を支援する。また、資本の額が3億円を超える創業後5年未満の中小企業者である株式会社が、新株、新株予約券、新株予約券付社債等を中小企業投資育成株式会社が引受けることにより、資金調達を支援する。

問い合わせ先
東京社(名古屋以東) 03 - 5469 - 1811、名古屋社(愛知・岐阜・三重・富山・石川) 052 - 581 - 9541
大阪社(名古屋以西・福井) 06 - 6341 - 5476

経営革新支援 (目次)

経営革新承認手続きのフロー	17
経営革新補助金	18
設備投資減税	18
留保金課税の特例	19
政府系金融機関による低利融資	19
信用保証の特例	20
投資育成株式会社による支援	21
小規模設備資金の特例	21
特許料減免措置	22
高度化融資	22

経営革新承認手続きのフロー

都道府県担当部局等への問い合わせ

対象者の要件、経営革新計画の内容、申請手続・窓口、支援措置の内容等ご相談ください。

都道府県中小企業支援センター、商工会・商工会議所、中小企業団体中央会等でも相談を受け付けています。

必要書類の作成、準備

計画承認申請書は都道府県担当部局、国の地方機関等に用意しています。また、中小企業庁HPからもダウンロード可能です。

都道府県担当部局及び中小企業支援センター、商工会・商工会議所等では申請書の書き方、ビジネスプランの作成の仕方等をアドバイスしています。

各都道府県担当部局、国の地方機関等への申請書の提出

申請書提出先は、申請代表者・実施主体者の構成によって決定されます。受付後、審査があります。

都道府県担当部局と支援機関は連携をとっておりますので、ご希望の支援策の実施機関にお気軽にご相談ください。

都道府県知事、国の地方機関の長の承認

その後、支援機関等による審査を得た上で、経営革新の承認がなされ、その後、支援措置等が行われます。計画開始後、フォローアップのために計画進捗状況調査等が行われます。

承認は支援措置等を保証するものではありません。支援策を活用できる対象になったということで、各支援策にはそれぞれ実施機関の審査があります。

経営革新補助金

国又は都道府県から承認を受けた経営革新計画に従って実施する経営革新事業のための経費の一部を補助。

【補助率】国承認・・・1 / 2 (国承認については、組合等(4者以上の任意グループによる共同計画)が対象)
県承認・・・2 / 3

【補助対象事業】 動向等調査事業、 新商品・新技術・新役務開発事業、 販路開拓、 人材養成
旧創造法認定企業に対する補助金交付の経過措置分を含む。

問い合わせ先

経営革新計画の承認が都道府県の場合には都道府県経営革新担当へ、国承認の場合には経済産業局

設備投資減税

経営革新計画承認企業が取得した機械装置等について、取得価格の7%の税額控除(リースの場合は費用総額の60%相当額の7%)又は初年度30%の特別償却を認める。

【対象設備】

- ・取得又は製作・・・1台又は1基の取得価額 280万円以上
- ・リース・・・1台又は1基のリース費用総額 370万円以上

問い合わせ先

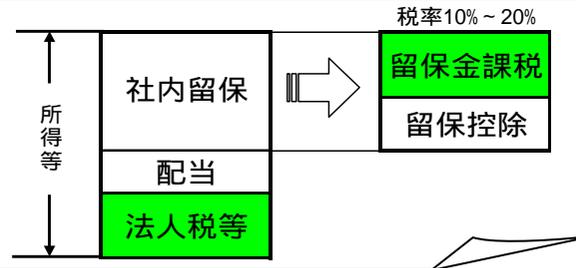
都道府県経営革新担当又は経済産業局

留保金課税の特例

中小企業をめぐる資金調達環境が依然厳しい中、意欲ある取組を行う中小企業の自己資本充実に向けた努力を促進するため、経営革新承認計画企業に対し、留保金課税を停止する特例措置を講じる。

参考：留保金課税制度の概要

間接的に配当を促すため、同族会社（3人以下の株主等で、持株割合が50%超の会社）が内部留保した金額に対して追加的に課税する制度。



問い合わせ先
都道府県経営革新担当又は経済産業局

経営革新融資

承認経営革新計画に従って実施する経営革新事業のための経費に対して低利で融資する。

	国民公庫	
	担保・保証人あり 注	無担保・第三者保 証人なし
貸付限度額	設備資金 7千2百万円 運転資金 4千8百万円	2千万円
貸付利率	特利	特利 + 0.9%

注：国民公庫の融資は約9割が無担保で上乗せ金利

	中小公庫				
	担保・保証人あり	一部担保免除 (75%)	無担保	無保証	無担保・無保証
貸付限度額	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	免除額上限 8千万円	1企業あたり 5千万円	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	1企業あたり 5千万円
貸付利率	特利	特利 + 中小企 業の信用リスク等 に応じた上乗せ金 利	特利 + 中小企 業の信用リスク等 に応じた上乗せ金 利	特利 + 0.3%	特利 + 0.3% + 中小企業の信用 リスク等に応じた 上乗せ金利

	商工中金			
	担保・保証人あり	一部担保免除 (75%)	無担保	無保証
貸付限度額	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	8千万円		設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円
貸付利率	特利	特利 + 中小企 業の信用リスク等 に応じた上乗せ金 利		特利 + 中小企 業の信用リスク等 に応じた上乗せ 金利 + 0.4%

(注) 中小公庫・商工中金は2億1千万円以内は特利、それ以上は基準利率

問い合わせ先

中小公庫 03 - 3270 - 1260 他、商工中金 03 - 3246 - 9366、国民公庫 03 - 3270 - 4649 他

信用保証の特例

「中小企業新事業活動促進法」に規定する「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者は以下の措置を受けることが可能。

普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠化

		付保険限度額
普通保険	企業	2億円
	組合	4億円
無担保保険		8,000万円
特別小口保険		1,250万円

+

別枠
2億円
4億円
8,000万円
1,250万円

新事業開拓保険の限度枠拡大

		付保険限度額
新事業開拓保険	企業	2億円
	組合	4億円



枠拡大
3億円
6億円

問い合わせ先
全国信用保証協会連合会(業務企画部) TEL:03-3271-7201 <http://www.zensinhoren.or.jp/>

投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社が、経営革新に係る事業を行うために、資本の額が3億円を超える株式会社の設立に際して株式の引受けにより資金調達を支援する。

また、中小企業者のうち、資本の額が3億円を超える株式会社が、経営革新に係る事業を行うための、新株、新株予約券、新株予約券付社債等を中小企業投資育成株式会社が引受けることにより、資金調達が支援する。

問い合わせ先

東京社(名古屋以東)03-5469-1811、名古屋社(愛知・岐阜・三重・富山・石川)052-581-9541

大阪社(名古屋以西・福井)06-6341-5476

小規模設備資金の特例

承認経営革新計画に従って実施する経営革新事業のための設備導入を行う小規模起業者等(常時使用する従業員数が50人以下)は無利子で融資を受けられる。

貸付限度額 : 6千万円(所要資金の2/3以内)

貸付利率 : 無利子

償還期間等 : 7年以内(公害防止等施設12年以内)、据置1年以内

担保・保証人 : 連帯保証人又は物的担保

問い合わせ先

(財)全国中小企業設備貸与機関協会 TEL:03-5565-0845 HP:<http://www.zentaityo.or.jp>又は各県の中小企業支援センター

特許料減免措置

経営革新計画の承認を受けた中小企業(経営革新計画終了後2年以内の中小企業も対象)のうち、技術開発を行う研究開発事業に係る特許申請を行う際の審査請求料・特許料(第1年～第3年)を半額に軽減する。

問い合わせ先

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課 03 - 3501 - 1773

特許庁総務部総務課 03 - 3581 - 1101(内線2105)

高度化融資

経営革新計画に基づき、集団化等の高度化事業を実施する組合等に対し、中小企業基盤整備機構は資金支援を行う。

【制度概要】

- (1) 貸付対象資金: 土地、建物、構築物、設備
- (2) 貸付金利: 無利子
- (4) 貸付期間: 20年以内(うち据置3年以内)
- (5) 貸付割合: 80%

問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構地域・連携推進グループ
地域・連携企画課 03 - 5470 - 1528